

年金記録確認中国地方第三者委員会の業務終了及びこれまでの活動実績について

平成27年5月15日
年金記録確認中国地方第三者委員会

年金記録確認中国地方第三者委員会の業務終了について

1 業務終了のお知らせ

年金記録確認中国地方第三者委員会(注)は、受け付けた年金記録の確認の申立ての調査審議が全て終了し、今後、事後処理等を行い、平成27年6月30日をもって業務を終了します。

(総務省組織令の一部を改正する政令の公布日:5月20日、施行期日:7月1日)

(注) 平成25年5月に、広島、鳥取、島根、岡山及び山口の各地方第三者委員会をブロック機関に集約。

2 活動実績

これまでに、11,931件の年金記録の確認申立てについて調査審議を行い、このうち、4,451件について総務大臣から厚生労働大臣に対して年金記録の訂正をあっせん(注)。

(注) 受け付けた申立件数から、申立て取下げ等を除いた11,449件のうちの記録訂正割合38.9%。
件数は、平成25年5月の集約前の各地方第三者委員会の処理件数を含む。

3 厚生労働省における新たな仕組み

年金記録確認中国地方第三者委員会は、平成19年7月、年金記録問題に対処するために、総務省に臨時の機関として緊急に設置。

一方、恒常的な年金記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月の法律改正により、厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が創設。27年3月から、年金記録の訂正を求める手続を開始。

業務終了後の年金記録確認中国地方第三者委員会が調査審議を行った年金記録の確認申立てに関するお問合せは、下記へお問合せください。

<お問合せ先>

総務省中国四国管区行政評価局首席行政相談官室

電話 082-228-6174

年金記録確認中国地方第三者委員会の活動実績

1 年金記録確認中国地方第三者委員会

- ・ 総務省の地方支分部局である中国四国管区行政評価局に設置
委員長：高面 治美 氏（弁護士）
委員数：16人（平成27年3月末現在）
- ・ 平成19年7月、中国四国管区行政評価局に年金記録確認広島地方第三者委員会を、鳥取、島根、岡山及び山口の各県に所在する行政評価事務所に鳥取、島根、岡山及び山口地方第三者委員会を設置
- ・ 平成25年5月、広島、鳥取、島根、岡山及び山口の各地方第三者委員会を集約（年金記録確認中国地方第三者委員会に改称）
- ・ 平成19年7月12日に第1回委員会を開催以降、業務終了までの間に2,385回の委員会・部会を開催

2 申立て受付件数

中国四国管区（広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県）管内に所在する日本年金機構の年金事務所で受け付けた申立ての件数は累計で14,717件
(年度別内訳)

年度	19年度 (19.7～)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (～27.2)
受付件数	2,908	2,311	2,931	2,248	1,553	1,402	833	531

- * 総務大臣に対する申立ては、日本年金機構の年金事務所で受け付けている。
- * 日本年金機構の年金事務所で受け付けた申立てのうち、申立ての内容が定型的で一定の条件に当てはまるもの等については、総務省年金記録確認第三者委員会の包括的意見を受けて、日本年金機構段階で処理（記録訂正等）される。
- * 日本年金機構における申立て受付件数は、平成27年3月31日現在の速報値である。

3 申立ての処理状況

発足以来、中国地方第三者委員会における要処理件数(注)の累計は11,931件で、その全件の処理を完了

(上記のほか、日本年金機構段階で2,789件を処理)

(注)要処理件数:中国地方第三者委員会において調査・審議を要することとなった件数

要処理件数(11,931件)

=受付件数－日本年金機構段階処理件数＋他の地方第三者委員会間との移送件数等

(14,717件) (2,789件) (3件)

このうち、中国地方第三者委員会の審議を経て、総務大臣から厚生労働大臣に対して記録訂正をあっせんした件数は4,451件(38.9%)

(記録訂正をあっせんした4,451件は処理件数11,931件から本人取下げ等482件を除いた11,449件の38.9%にあたる)

(上記のほか、日本年金機構段階で2,220件を記録訂正)

年度別／累計の要処理件数、処理件数等

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
当該年度の新規 要処理件数 (累計①)	1,753 (1,753)	2,751 (4,504)	2,557 (7,061)	2,561 (9,622)	1,081 (10,703)	636 (11,339)	359 (11,698)	233 (11,931)
当該年度の 処理件数 (累計②)	454 (454)	3,092 (3,546)	2,631 (6,177)	2,810 (8,987)	1,529 (10,516)	724 (11,240)	336 (11,576)	355 (11,931)
記録訂正が必要 と判断	124 (124)	755 (879)	1,053 (1,932)	1,245 (3,177)	577 (3,754)	400 (4,154)	159 (4,313)	138 (4,451)
記録訂正が不要 と判断	301 (301)	2,236 (2,537)	1,465 (4,002)	1,444 (5,446)	906 (6,352)	313 (6,665)	164 (6,829)	169 (6,998)
取下げ等	29 (29)	101 (130)	113 (243)	121 (364)	46 (410)	11 (421)	13 (434)	48 (482)
当該年度末時点 の処理率 (累計②／累計①)	25.9%	78.7%	87.5%	93.4%	98.3%	99.1%	99.0%	100%

()の数値は当該年度末の累計件数である。

* 件数は平成25年5月の集約化前の広島、鳥取、島根、岡山及び山口の各地方第三
者委員会の処理件数を含む。

* 日本年金機構における処理件数は、平成27年3月31日現在の速報値である。

4 記録訂正が必要と判断した事例(主なもの)

国民年金の事例

＜申立内容(概要)＞【家計簿事案】

私は、申立期間(昭和58年10月～59年3月)について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされている。

＜審議内容＞

- ① 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付済み。
- ② 申立人の所持する当時の家計簿には、申立期間を含め、当時納付したとする保険料額の記載があり、当時の保険料額と一致していることなどから保険料を納付していたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあっせん。→ 6か月の記録が回復

厚生年金の事例

＜申立内容(概要)＞【取得日相違事案】

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し勤務していたにもかかわらず、同年8月1日に厚生年金保険に加入した記録となっており、申立期間(昭和25年4月1日～同年8月1日)の加入記録が無い。

＜審議内容＞

- ① A社が保管する人事関係資料等により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。
- ② 同僚の供述等により、申立人と同じ経歴で同期に入社した複数の者の名前が判明。
- ③ 同期入社の同僚は、入社日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあっせん。→ 4か月の記録が回復